令和４年４月

大木町農業委員会総会

議　事　録

令和４年４月作成

令和４年４月大木町農業委員会
総会議事録

１．**開催日時**　令和４年４月11日（月）午後1時30分から午後２時10分

２．**開催場所**　大木町役場　３階　大会議室

３．**総会構成人員現在総数**　18名

４．**出席委員**　（18名）

１番　荒巻　明子
２番　山口　茂徳
３番　田中　良房
５番　黒田　安利
６番　松本　久吉
７番　山縣　吉子
８番　平木　俊博
９番　北原　幸則
１０番　熊本　森行
１１番　松永　靜義
１２番　池口　活友
１３番　山城　都行
１４番　石橋　隆
１５番　牟田口　美智子
１６番　田中　稔男
１７番　真辺　恵子
１８番　井手　正宏
１９番　眞崎　萬次（会長）

５．**欠席委員**　（０名）

６．**農業委員会事務局職員**

事務局長　広松　栄治
主　　幹　鶴岡　寛士
書　　記　北原　俊佑

７．**議事内容**

１．議事

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について
２）農地法第３条の許可申請について
３）農地法第５条第１項の許可申請について

８．会議の概要

議　長	皆さん、こんにちは。 桜の季節、春爛漫の時期も過ぎましたけれど、急に過ごしやすい気候になりました。昨日あたりは夏日の状況でございますので体調管理には十分気を付けていただければと思います。 ３月以降は、少雨傾向がつづいていまして、麦の生長も順調に進んでおりまして、今後天候が順調にいけば豊作が期待される状況ではないかと思います。 また新型コロナのオミクロン株が落ち着いて収束に向かうかと思っておりましたが、ステルス型のウイルスが徐々に増えてきておりますので、まだまだ油断できない状況となっているわけです。 それでは、大木町農業委員会会議規則第６条の規定により、委員の過半数が出席しておりますので､本日の総会が成立したことを報告いたします。 ではただいまより、４月の農業委員会総会を開催いたします。 携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードに設定されますようにお願い申し上げます。 本日の議事録署名人を、８番委員平木委員、９番委員北原委員にお願いいたします。 それでは議案第１号「農地法第 18 条第６項の規定による通知について」を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
各委員	（　意見なし　）
議　長	意見もないようですので質疑を終わります。 議案第１号の通知を終わります。 次に議案第２号「農地法第３条の許可申請について」を議題といたします。 整理番号１番を議題といたします。 事務局の朗読説明を求めます。
事務局	（　朗読説明「省略」　）
議　長	事務局の朗読説明が終わりました。 続いて地元委員の田中良房委員の意見をお願いします。
田中良房委員	この点につきまして、私の方には３月 21 日に筑後市に住む長男の息子さんから売ることにしましたと連絡がありました。 この田んぼについては、事務局から説明があったとおり、久保さんの方

が耕作をしてある田んぼです。〇〇さんは大規模な耕作をしてありまして、大型の機械を持っておられます。後継者の息子さんもおられます。
　距離が４キロということですが、筑後市から家のないところを通りますので移動の時間も早く、何の支障もないと思いますので審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。
　採決いたします。整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め整理番号１番を承認することに決定いたします。
　次に、議案第３号「農地法第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
　整理番号１番を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明　「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の平木委員の意見をお願いします。

平木委員　　４月７日に事務局と北原さんと現地調査を行いました。事務局から説明がありましたが、私の方からも気づいたことをお話させていただきます。
　申請地は東側が農業施設用地、南側、西側宅地になっています。農用施設用地と南側宅地の間に土地改良する前の農道ではないかと思いますが、人が歩けるぐらいの道で、何ら問題ないと思います。
　北側は町道がとおり、これも問題ないと思います。排水は、町道側の西の隅に排水桝があります。これを利用して今まで使われていた排水パイプを通してクリークに流されるということですので問題ないと思います。
以上です。

議　長　　続いて、地元委員の山縣委員の意見をお願いします。

山縣委員　　３月１１日の朝、前牟田東の法人の農業用倉庫の横の土地のことで、行政書士の大渕さんが見えて、よろしくおねがいしますとのことで来られました。
　現地をその後に見に行きました。先ほどの事務局の説明の状況と全く同じで、雨水も側溝を通じて排水に流される状態になっておりますので大丈

夫だと思います。周りの状況も何ら害もないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　　意見なし　　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
次に整理番号２番を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
現地調査の結果について、現地調査委員の北原委員の意見をお願いします。

北原委員　　先日４月７日に事務局と平木委員と３名で現地調査に行きました。
申請地につきましては、隣の所有者の方の息子さんが家を建てられるということで、先ほど事務局の説明がありましたように、倉庫の一部ということもありましたけれど、現状ほぼ田ということで利用もあってないようですので、問題はないと思います。雨水につきましても周りはクリークとなっておりますので、周囲の田んぼ等につきましても問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします

議　長　　続きまして、地元委員の意見ですが、私の担当地区でございますので、意見を申し上げます。

眞崎会長　　３月１８日に〇〇さんの代理人の行政書士の方から転用についての内容の説明を受けて、３月１９日に現地を確認してきました。
先ほど事務局及び北原委員からの説明があったとおり、子どもさんが大木町に住むための、住宅横の農地を住宅建設のために転用するということでございます。
場所的に申請地は駅から近く住宅が並んでいるところで、集落に接続した場所となっておりますので、何ら問題ないと思います。
続きまして、隣接地については、承諾書もあり問題ないのですが、こちらの土地に行くための道路が全くないという状況で、所有者は町外におら

れるということで農用地としての管理が全くできないという可能性があるため、所有者との協議で、耕作放棄地にならないように譲受人が管理をするということでお願いをしています。
　農地としての管理をきちんとしてくださいということでこちらからも申し上げております。
　それから、事務局並びに調査員の意見がありましたとおり、申請地の南側に既存の車庫がありますけど、宅地から農地の方へかかっていたということであります。これは、道路拡張時に立て直す際に宅地と農地の境がはっきりしていなかったということで、農地にかかっていたということで、大変申し訳ないという理由を記載した始末書提出と説明を受けています。
　地元委員としましては、経緯や地元の状況を踏まえると、一部農地に車庫がはみ出している分については、追認でいいのではないかと考えております。
　住宅転用による周囲への営農への影響についてもないと思われますので、排水についても北側の水路に合併浄化槽を通じて放流するということですので、何ら問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。
　皆さんの意見をお願いします。

山城委員　　はい。

議　長　　はい。山城委員

山城委員　　隣の田んぼへの道路がないということを先ほど言われましたが、家を建てる人が管理をするという保障はないのではないですか？

眞崎会長　　隣の農地に関しては、町外に住んである方が所有してありまして、まったく農業をする状況ではないので、農業委員会としては農地として荒廃しない状況を確定しなければならないということで、所有者と譲受人の方にお話をして、この土地については畑なりとして管理をしてもらうということを、農業委員会としては双方で協議をしてよろしくお願いしたいということでしております。

山城委員　　今は、管理すると言ってありますが、将来的にしなくなったらどうされるのですか？

眞崎会長　　この状況を見ると、〇〇さん以外の方が取得されるような状況にないといとですので、将来的には〇〇さんが取得されるのか、農業委員会からは買いなさいという指導はできませんので。

松永委員　　はい。

議　長　　はい。松永委員

松永委員　　この横に墓と境内地がありますが、ここの所有者にはどう対応してあるのですか？もともと道はなかったのかもしれないが、たんぼを通って行ってあったかもしれないし。
　あと、その南側にも境内地がありますが、そこはどうなっているんですか？

事務局　　まず、通る道がないのではないかというところについては、道が全くないところについては、あぜ道を通る権利、通行地役権というのがありますけど、第三者に譲ったとしてもその権利はありますので、今後もそのままあると捉えています。

　あと、境内地についてですが、実際その現地を見た感じでは、祠（ほこら）はないような状態で、墓地とほぼ一体化しているような、荒れているような感じでした。
　所有権については、登記上はありますが実際現場で譲渡人の方と話しましたが、管理してある現状は見受けられなかったということで聞いております。

松永委員　　でも、所有権はあるのでしょう？誰かの名前になっているはず。
　事務局が言われた、通行権があると言われていましたが、どこをどう通りますよというのを決めておかなくていいのですか？

議　長　　はい。事務局

事務局　　一番奥の田んぼは〇〇さんという方の所有になっています。
　今まで田んぼの一番端を通ってあったと思いますが、真ん中を通るということはあり得ませんので、今まで通っていたところは権利が残ると考えています。

松永委員　　それはそれでいいと思いますが、その土地を管理するということですが、刈り払い機で刈るだけでしょう？
　トラクターとかは入らないのではないですか？

議　長　　宅地と農地の間があいておりますので、そこは通れないことはないと思います。管理としては畑を作ってもらうことが理想的ですが、荒廃地にならないように管理してもらうということでお願いしています。

事務局　　行政書士の中村さんが代理人で来られましたが、囲繞地（いにょうち）に田んぼと違って、住宅となるとそこを通るとなると、なかなか難しくなると思います。
　そういうこともありましたので、既存の田んぼを農業委員会で隣接農地というのが一番大事だと思いますので、そこについての通行の権利につい

てはちゃんとありますので、その住宅地内を通る可能性がありますということを伝えておいてくださいということを申請者に伝えているところです。

松永委員　　通行地役権というのは、登記簿とかに載っているのですか？

事務局　　通行地役権は載っているものと載っていないものがあります。
その上を通る権利というのは、設定しようと思えば登記簿に載せることができます。ただお互いの同意が必要になりますし、わざわざつけている方は少ないと思います。
登記簿には載っていませんが、権利として存在するというところが多いと思います。

松永委員　　もめないようにだけしてもらっておけばいいです。

事務局　　そういった懸念がありますので、代理人の方にはその部分の旨をお知らせと説明をしているところです。以上です。

議　長　　いいですか？ほかに意見はありませんか？

各委員　　（　意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　　全員挙手　　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
それでは以上をもちまして、今月の農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

９．議案の賛否

１）農地法第 18 条第６項の規定による通知について（報告）

２）農地法第３条の許可申請について
整理番号１　　賛成 17 名　　反対　　０名

３）農地法第５条第１項の許可申請について
整理番号１　　賛成 17 名　　反対　　０名
整理番号２　　賛成 17 名　　反対　　０名

１０．　閉会の日時　　令和４年４月 11 日（月）午後２時１０分